

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月14日
【会社名】	株式会社オービック
【英訳名】	OBIC Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 野田 順弘
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 加納 博史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目4番15号
【縦覧に供する場所】	株式会社オービック大阪本社 (大阪府大阪市中央区博労町三丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月29日に提出いたしました第45期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しています。

## 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断しました。

### 記

当社は、保有する非上場の私募社債の評価プロセスが不十分であったため、当期の投資有価証券等について遡及して訂正を行うこととなりました。

当該遡及訂正の理由は、社債の評価に必要な能力を有する人材を確保・配置できていなかったこと、社債の評価に関する会計上の見積りを決定する際の客観的な実施過程を十分に保持していなかったこと、また、それに伴い、個別の信用リスクに応じた償還不能額を合理的に算定することが適時に実施できなかったことです。よって、当社の全社的な内部統制の一部および決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制に開示すべき重要な不備があったと認識しております。

なお、開示すべき重要な不備については、本訂正報告書提出時点において是正のすべては完了していません。

当社は社債の評価体制をより一層強化するため以下の点を実行してまいります。

- (1) 組織体制の見直し・人員増員による統制活動及びモニタリングの強化
- (2) 必要な知識・管理手法を習得するための教育・育成及び社外専門機関の利用の拡大
- (3) 時価を評価することが極めて困難と認められる有価証券等の評価基準の厳格化